

大磯町介護予防普及啓発事業業務委託事業者選定審査要領

1 趣旨

当該業務委託事業者の選定にあたり、一次審査及び二次審査を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

2 一次審査（書類審査）

町担当は、当該業務委託に係るプロポーザルに参加申込みがあったときは、「大磯町介護予防普及啓発事業業務委託事業者募集要領」（以下「募集要領」という。）による提出書類、参加資格、失格要件等の書類審査を行い、適正であれば、申込みのあった事業者に一次審査の結果及び二次審査の参加を通知する。

3 二次審査

(1) プレゼンテーションの進め方

- ・二次審査参加事業者（以下「参加事業者」という。）は、企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。
- ・プレゼンテーションの順番は、町担当において、抽選により決定する。
- ・プレゼンテーションの時間は15分とし、その後、選定委員からの質疑応答の時間を10分設ける。
- ・プレゼンテーションの出席者は、説明者を含め3名までとする。
- ・プレゼンテーションの説明は、原則、企画提案書の内容に基づき行うものとする。補足資料を含め、原則として企画提案書等に添付していない資料の追加提出は認めない。
- ・プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に町担当へ相談する。

(2) 審査方法

- ・大磯町介護予防普及啓発事業業務委託事業者選定委員会を開催し、本委員会委員6名より選定する。
- ・選定委員は、プレゼンテーション及び質疑応答終了後、企画提案書の項目に沿って、参加事業者ごとに評価採点する。
- ・選定委員の持ち点は、委員1人100点とし、委員6人の採点を集計する。
- ・合計点数600点を満点とし、合計点数が400点以上で、最も高い参加事業者を業務受託候補者として選定する。最も高い参加事業者が2者以上あるときは、委員の協議により、選定する。

(3) 結果報告

委員長は、審査結果を財政課長に報告する。

町は、参加事業者へ二次審査の結果を通知するとともに、業務受託候補者になった参加事業者にその旨通知する。